

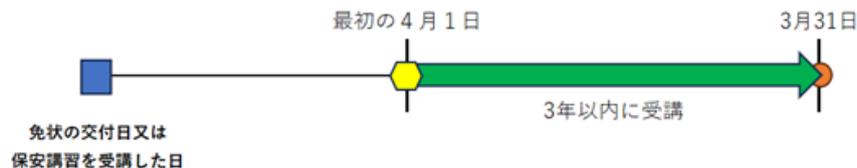
【保安講習の概要】

<保安講習受講対象者>

消防法第 13 条の 23 の規定に基づき、製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対して行うものになります。

1 継続して危険物取扱作業に従事している方

免状の交付又は講習受講後の最初の 4 月 1 日から 3 年以内に受講してください。

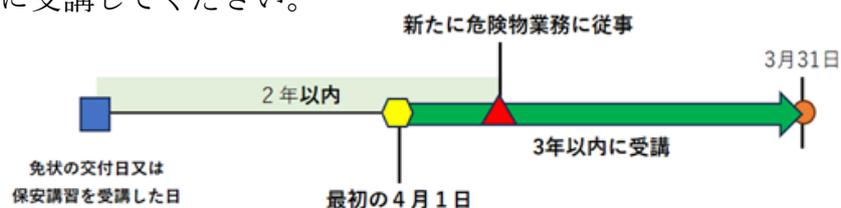


2 危険物取扱作業に従事していなかった方で、新たに従事する場合

(1) 危険物の取り扱いに従事した日から 1 年以内に受講してください。



(2) ただし、新たに従事する日から過去 2 年以内に免状の交付を受けた方又は保安講習を受講した方はその日以降の最初の 4 月 1 日から 3 年以内に受講してください。



<講習区分>

従事する危険物施設に合わせ、次のいずれかを選択した講習区分を受講していただけます。

講習区分	対象者
給油取扱所	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
コンビナート	石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
一般	上記以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

<講習時間>

各講習区分とも3時間

<テキスト>

各講習区分とも専用のデジタルテキストです。

デジタルテキストは受講端末にダウンロードできるので、いつでも参照可能です。

<修了証>

すべての課程を修了すると、修了証が発行されます。

修了証は印刷して、危険物取扱者免状と一緒に保持してください。

修了証の講習実施機関は、「一般財団法人全国危険物安全協会」と記載されます。